

**東京大学先端科学技術研究センター ゲノムサイエンス&メディシン分野  
特任研究員（特定有期雇用教職員）募集要項**

|        |   |
|--------|---|
| 職名及び人数 | 特任研究員 6名  |
| 契約期間   | 令和8年4月1日～令和9年3月31日  |
| 更新の有無  | 更新する場合があります。<br>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数2回、在職できる期間は令和11年3月31日を限度とし、以後更新しない。<br>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。                                 |
| 試用期間   | 採用された日から14日間  |
| 就業場所   | 先端科学技術研究センター ゲノムサイエンス&メディシン分野（東京都目黒区駒場4-6-1）<br>変更の範囲：原則同一部局内   |
| 業務内容   | マルチモーダル情報にもとづくがん医療の精緻化、悪性胸膜中皮腫の空間的マルチモーダル解析、先端的1細胞オミックス・エピトランスクリプトーム解析の支援と高度化のための研究活動および支援などを行う<br>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。   |
| 就業時間   | 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。   |
| 休日     | 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）  |
| 休暇     | 年次有給休暇、特別休暇 等   |
| 賃金等    | 年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額15万円～40万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円/月まで）  |
| 加入保険   | 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入  |
| 応募資格   | 1) 博士学位取得者あるいはそれに準ずる資格を有する者<br>2) 5年以上の実務経験を有する方。<br>3) ゲノミクス研究において高度な専門知識、経験、実績がある方。<br>4) エピゲノム、シングル解析、バイオインフォマティクス解析の経験がある方。<br>5) 英語でのディスカッション等のコミュニケーションを問題なく行える方。   |
| 提出書類   | 1) 東京大学統一履歴書（以下のURLからダウンロードし作成すること。）<br><a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a><br>2) CV（様式任意）    |
| 提出方法   | 上記書類の電子ファイルを以下アドレスにお送り下さい。<br><a href="mailto:shiina.tomomi@genome.rcast.u-tokyo.ac.jp">shiina.tomomi@genome.rcast.u-tokyo.ac.jp</a><br>※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。 |
| 応募締切   | 令和8年1月28日（水）必着（ただし適任者が見つかり次第に募集は締切ります。） 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。   |
| 問い合わせ先 | 〒153-8904 東京都目黒区駒場4-6-1   |

|             |   |
|-------------|---|
|             | 先端科学技術研究センター ゲノムサイエンス&メディシン分野 担当：椎名<br>TEL: 03-5452-5352 e-mail: <a href="mailto:shiina.tomomi@genome.rcast.u-tokyo.ac.jp">shiina.tomomi@genome.rcast.u-tokyo.ac.jp</a>   |
| 募集者名称       | 国立大学法人東京大学  |
| 受動喫煙防止措置の状況 | 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）  |
| その他         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・ 「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・ 産前・産後休暇、育児休業又は介護休業を取得した場合の契約期間の取扱い：中絶 期間分の雇用延長はしない。</li> <li>・ 採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。</li> </ul> |